

○南相馬市敬老祝金等条例

平成18年3月29日

条例第252号

改正 平成18年9月14日条例第273号

平成21年3月27日条例第11号

平成31年3月25日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、高齢者に対し、敬老祝金等を支給して敬老の意を表し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(受給資格)

第2条 敬老祝金等の支給対象者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 毎年9月15日現在(以下「基準日」という。)において引き続き3月以上本市に住所を有する者であって、基準日現在までに77歳及び88歳に達するもの
- (2) 毎年4月1日から翌年3月31日までの間で99歳及び100歳に達する者であって、当該年齢に達する日において引き続き3月以上本市に住所を有するもの

(敬老祝金等の額)

第3条 敬老祝金等の額は、次のとおりとする。

- (1) 77歳 5千円
- (2) 88歳 1万円
- (3) 99歳 1万円相当の祝品
- (4) 100歳 10万円

(支給時期及び支給方法)

第4条 敬老祝金等は、9月に支給する。ただし、前条第3号及び第4号に規定する敬老祝金等については、99歳及び100歳に達した日以後速やかに支給する。

2 前条第3号及び第4号に規定する敬老祝金等の支給は、対象者の居宅において行うものとする。ただし、居宅において贈呈することが適当でないと認めるときは、対象者が希望する施設又は医療機関等において行うことができる。

(敬老祝金等の返還)

第5条 市長は、敬老祝金等を支給資格のない者に対して支給したときは、返還を命ずることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、平成17年9月16日から平成18年3月31日までの間に、合併前の原町市において77歳、88歳又は99歳に達した者には、適用しない。

3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小高町敬老祝金等支給条例（昭和60年小高町条例第1号）、鹿島町敬老祝金等支給条例（平成7年鹿島町条例第10号）又は原町市敬老祝金条例（昭和63年原町市条例第29号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（小高町敬老祝金等支給条例等の廃止）

4 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 小高町敬老祝金等支給条例（昭和60年小高町条例第1号）

(2) 鹿島町敬老祝金等支給条例（平成7年鹿島町条例第10号）

(3) 原町市敬老祝金条例（昭和63年原町市条例第29号）

（原町市敬老祝金条例の廃止に関する経過措置）

5 前項第3号の規定による廃止前の原町市敬老祝金条例第4条の規定については、平成18年4月30日までは、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第273号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年9月16日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、99歳に達した者は、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、100歳に達した者は、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月25日条例第10号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。